

異常気象時における生徒の登下校について

○生徒の登校する以前に、知多地域に暴風警報が発令されている場合

- (1) 始業時刻 2 時間前（午前 6 時 45 分）までに警報が解除された場合は、平常通りの授業を行う。
 - (2) 始業時刻 2 時間前（午前 6 時 45 分）から午前 11 時までに警報が解除された場合には、解除後 2 時間を経てから当日の授業を始める。
 - (3) 午前 11 時を過ぎても警報が解除されない場合には、当日の授業を中止する。
- ※自宅・職場からの登校経路において暴風警報が発令されている場合や、登校時の安全が確保できない場合は適切に対応する。

○生徒の登校後に、知多地域に暴風警報が発令された場合

- (1) 気象状況等により判断して、生徒を安全に帰宅させることができる場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させる。
- (2) 生徒の帰宅に危険を伴う場合には、学校に残し安全確保に努める。

○知多地域に特別警報が発令されている場合

- (1) 当日の授業を中止する。
- (2) 解除された後も当日の授業は中止とする。
- (3) 解除された翌日は平常通りの授業を行う。